

特67

315

東京 大内青巒居士演說

神道辨論

完

(定價二匁)

甲申九月

九州 和敬會負協力印施

附錄

三教辨話

神道者歸佛畧傳

肥後國熊本鹿野町正徳寺内

九州聯合
各宗同

和敬支會藏板

014263-000-3

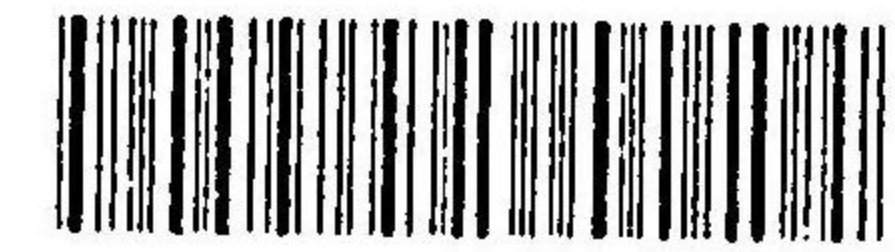
特67-315

神道辨論

大内 青巒/述

M17

ABB-0598



大内青樹居士演説

佐賀縣 土族 水原 續 撰記
九州和敬文會幹事 加藤 憲 註 校閱

○神道辨論

入道の初歩は種々あれども先入の邪見を除くを以て肝要と云ふも過もあれ、今日世の神道を誤解誤信して近くハ自己の安心立命を迷ひ遠くハ國家の大患を引起せざる願ふことこそを救済して正知正見を向ふの殊歩日あるべし。一僧世上ハ神道といふ名のあらはれ、この聖徳太子が十の憲法を撰定したるの頃とも精閑のまゝも其昔は唯我日本神國の神祇皇室の御祖先を祭祀せざるの道ありて今の神道の如く一種の宗教を信する有様には非ざり。其後天智天皇の御代やありせん今余ハ旅中にて國史を所持せず簡記のまゝの談話され、其名の時代も確實にハ覺へざれども中臣鎌足公の弟として卜部の姓を賜はりたる人あり此人ハ兄の鎌足と其職務を分ちて神事祭祀を司とり其子孫連綿吉田家と稱し代々神祇伯を任ぜられ神道の大本山とも云ふべき有様あり。と此家も司とる神道も今の宗教め如き者ハ非

を御も祭祀を道師と眞の神道の上古より其式禮もありと云ふらん。殊々崇神天皇が天祖傳來の寶書を別殿安置し、まゝいより神社と云るもの始より祭祀の式も一層備はれることなるべし。其祭祀の中に大抵又は鎮魂ふと云る事は頗る宗教の式に似たる様なれど決して佛教又ハ耶教等如き宗教ハ非ざり。去る昔の神道者ハ大抵佛教を信仰して祭祀ハ祭祀宗教ハ宗教非と混亂せむことよく神祇伯の吉田家も生れある人にとり出家得度して

式を行ふにつれてハ上古以來の神々の御履歴をも熟知せねばならぬ事なれば古事記の神代巻ふと讀むことあるが是等の古書ハ上代の思想を上代の語法文法にて記録し、る者なれば今世の思想今世の語法文法にて解すること能くは畢竟之を讀む人の知識次第にて種々様々の解説もある事なれば未だ曾て近代の如く神道を以て宗教の取扱ふべし。天台眞言等の宗旨も撰録せし事ハ非ざり。尤も兩部習合ふと云る事もあり、是ハ佛教者の方より神道を此の如く見做し、る迄の事と我日本神道祭祀の禮の本色ハ非ざるより、猶又源平争亂の前後より天下一般亂世の姿と雖ての學問と云へば、彼の神代巻の如き古書をも能く

解する人稀にて古代の和歌を集めたも萬葉集の如きも其詞さへ定らば分り世々名高き
小倉百人一首を載せられたる「田子の浦うら。ちいで見れハ白妙しらたけ。富士の高根たかねを雪はふりつ」
とある赤人の歌も萬葉の本歌ハ「田子の浦うら。こぞいで見れハ真白ましろ。にぞ富士の高根たかねを雪は
ふりつ」とあるを讀みちふへよるせと云へり此他古言を誤りテニヲハを遣はせよるふと
其弊甚だ尋なりを元祿年間ヲ大阪生玉の圓珠庵契沖阿闍梨と云る真言宗の碩徳ヲ悉曇しつとんの
学ヲ依て日本の古言を發揮し能く萬葉集等の古書を解し得られり是ハ如何なることと云
ふや一休日本の語言学は五十音を以て本とふり四段の活動二段の活動と云ふことを定め
て總之のテニヲハを吟味せよることなるが此アイウエオカキクケコと云ふ五十音ハ元来梵
字の学問即ち悉曇の法ヲ依て弘法大師の定めよる者なれば悉曇を学ばざる日本語言の
總奥を盡せよと能はざる者の由にて此事ハ文部省御藏版の文藝類纂初卷字志の部ヲ卷く記
述せよとされハ有志の人ハ其書を披見せよ然るも近頃無学の輩ハ小学校ヲて從前のイロ
ハを廢してアイウエオとなりよるを評しイロハは弘法大師の作りて佛ほとけくさきり依りアイ
ウエオは換ふられよるふりと云ふあるより一を知りて二を知らぬ朝三暮四の猿智恵とて誠

氣の毒なる次第なき借契沖阿闍梨が梵字の学問ヲ依て我國上代の語言を解する由世に名
高く開え若れは水戸黄門光國御が阿闍梨を水戸に招請し萬葉集の講釋を聞よまはんとて使
者を大阪へ遣はされよるまじも阿闍梨ハ固より飛行堅固なて世の名利なき備ふれば諸侯の招
請などよの應ぜられど仍て水戸黄門は備臣安藤為章やすむねと云る人を大阪へ遣はして阿闍梨の弟
子と云ふ萬葉集の講釋を聞うりりよれよまきは安藤為章は其聞得たる所を悉く筆記し水戸に
持帰りて黄門ヲ傳へせたり仍て師匠に代るの義にて此萬葉の註を代匠記と名おこる
よ是等の事ハ安藤為章が撰述せし阿闍梨の傳に見へよれハ有志の人ハ其傳を見るべし群
書類從の中にも載られよりて覺えよまら此の如く契沖阿闍梨の盡力にて古書を讀み古語を
解する道開かれハ之ヲ次て加茂の眞淵まひらと云ふ人がこり次て本居宣長のぶながいで詞の八衢やちと云
る著述もあり大に語言の基礎を定めよまは世に契沖と眞淵と宣長を國学の三大家と稱する
ことあり然るも本居宣長の門下にて平田篤胤あつ胤と云る人もあはれ江戸増上寺乃ひ越前永平
寺等にて廣く佛書を聞し又或人の説ヲ依れハ竊ひそり耶蘇教をも學びたるよりして師匠宣長
の説を信ぜど同し古事記の上ヲ放ても師匠の古事記傳をバ外ほかより別々古史微と云ふ書を

阿闍梨
十卷

作り古事記の序文を參神作造化之首とある語を種として耶蘇教の造物主神に附會し宛然一種の宗教を製作して儒佛兩教を壓倒し天下の士民を誑誘して自己の信徒とふさんとせり是に於て從前政事上の祭祀神道と大り其轍を異しして同く神道と名するがらも其実ハ水火氷炭の違ひある一宗教を現出せしむること、はふれか去れバ此演説をふきも便利の爲り從前の祭祀神道をば眞の神道と稱し新作の宗教神道をハ萬風宗と名て此説を終るべしは龍泉諸君も其心とと聽受せられし猶凡と古書を讀むといひ自ら古書を讀むの眼ふけれバふりぬまりて天御中主尊と始め奉り我皇室の御祖先なる神々の御事を記し奉れる神代卷を讀むにつけても公平なる心を以て學問の方ある人は文字のまゝ、よのこを解せを假令參神作造化之首とあるものせよ造化とハ何事と首を作るとハ如何からんと着實な心を用ゐて之を讀めハ神代の事ふりとして聊の奇怪なる事もふく不思議の談話にも非を益々神徳の洪大なることを感戴せしむるを既し水戸黄門が大日本史を編修せらるる時其編修官の一人たりし安積滄伯と云ふ人(續獻遺言を著せし人)が其頃天下の泰斗と仰がれし新井筑後守白石先生へ歴史上の疑はしむ所ふと書翰にて問あるを白石も亦書翰にて答へしを門下の人が編輯して新安手

種と名けしる書籍あり其中天の浮橋と云ふいと及ひ天御中主尊の事ふと問ふるに答へて天の御孫の詞ひて橋の水を渡りて其水を渡ると橋の浮るをまは浮橋といふ給ふといふ天御中主尊の詞ひて中と地名主ハ君主の義なり中といふ地ハ九州に在りといふ此の如く古書を解せハ神代卷の奇々怪々なる如き記事も聊か疑はしむ事なきものとせしむる天孫の我大日本國を開きしをまは爲り千辛萬苦ししをへる有様も明らか分り蓋々神徳の洪大なるを知り猶其洪大なる恩徳を蒙るる天祖の御末孫なる今上皇陛下下されハ唯現今我々の御恩を受くものこそや我々の祖先以來數千年間の大恩なる皇恩ぞと云ふことも分り直恩ふつけてハ神徳を思ひ神徳ふつけては皇恩の愈々尊ばるを感ぜしむる彼の萬風宗の宗廟の如く天御中主尊を始め天照大神に至る迄も是皆耶蘇教の造物主の如き宗廟上の本尊なりとせハ奥書宗の大日如來淨土宗の阿彌陀如來日蓮宗の十界曼陀羅等と同様して一宗一派の本尊と云ふまでのことばれハ其萬風宗を信仰する者も之を尊ばるべしとせしむる萬風宗を信仰せざる人も何と他宗の本尊なる天照大神を尊敬せしむるや同一佛教中に在りてとら日蓮宗の信徒ハ阿彌陀如來を禮拜供養せしむる非ぞや況や佛教の外教なる萬風宗の本尊を尊ぶるに

尊信恭敬を以て果して然るに畏れ愛くも今上皇帝陛下を他宗の本尊の御末孫と見做し奉る
事至るも亦も勢の止むを得ざる所あり實に恐懼の至り非やや之を國家の大患と云ふべ
り然るに御一新以前より佛教各宗の稍や衰へたる隙を伺ひ士民の無學無識なる者尙多
し國の爲と稱し皇室の爲と唱へ類りて四方を誘導せしものは士民中これを信仰せる人も少
く程なく御一新とありしれバ勤王と云ひ復古と云ふを口実とあり類りて其説を主張せし
る朝廷よても一旦これを採用せしれ神祇官神祇省を置る、因に宣教師と云ふを置き又教
導職を名けて篤胤宗と眞の神道とを混淆し祭祀の神官と宗教の教師とを兼任せしり天台眞
言等の諸宗僧侶と同様に取扱ひ神佛各宗を併稱せしり至りより然るに明治十年に薩摩の賊
徒鎮定せし後ハ天下全と太平の姿ありて文運日々進歩すれば官府に於ても篤胤宗と眞の神
道との區別あること了知せられ又同ト神道者の中にも眞の神道と志ある人の篤胤宗の古
道よりふりたる丁及び皇室の御爲をふりたる丁を悟り其他議論百出して既り一大争亂を引
起せし勢ありしりバ遂に政府の御裁断ありて有栖川一岳親王に總裁を命せらる先づ眞の
神道と篤胤宗と（此外に黒住派大社派等もあれども今ハ論せず）の區別をつけ明治十五年

一月廿四日内務省乙第七號を以て自今神官ハ教導職の兼稱を廢し葬儀ハ關係せざる者とそ
但し府縣社以下神官ハ會分従前の通りと達せられたり蓋し當分との事あれば遺りては鄉村
社の神官迄も葬儀ハ關せざることハ停止せらる、葬儀をへし備此の如く祭祀即ち眞の神道と
宗教神道との區別判然せしれ假令其身ハ神官なるも宗教ハ各自の信仰せる所なり任じ既し我
國の宗廟我君の皇祖なる伊勢神宮の祭主久遠宮二品朝彦親王ハ其身の神官なるも抑も
を佛教の優遇受とありせしこまへて十善戒を受せらる殊に此節ハ眞言宗より取結せらる
十善戒の上首を勤り又天台宗の叡教會々長をも勤り類りに佛教弘通す力を盡さるゝ小至れ
り此の如くありてこそ昔の眞の神道なる背を天祖天神ハ我國宗廟の神として我皇上の御
祖先なるは何宗派の人なりとも尊敬祭祀せざるを得ざる道理ありても如何せん彼篤胤宗
の世より人限りハ其區別をせらるゝ無智の士民を感ハせしに神道ハ眞の神道なり然る
に彼の篤胤宗を信仰して皇室の被害を願ひしや唯し神樂を勤りて渡世の福を乞はば此
節に至ても尚は無智ハ人民を誑誘し朝廷は神樂劇主張の御趣意をわかれ勤修任の官員をバ佛
葬せし一人一人も去れバ遂に天下一般神道ハ改りし事ありて云ふ人もある

由るが弊儀の事と論ずるハ予の甚だ好まざる所なれども無智の人の彼等ヲ証めざる
可勝れども一書以て其意を察せしむ一若し夫れ彼等云ふ如き朝廷の御趣意よりハ
皇帝陛下の御側ヲ近侍せらるる前の宮内卿にて今の侍従長なる徳大寺實則公ヲ何とて去年
の秋ヲ其父の宮内大臣の御葬儀ヲ海王宗西山派の本山なる粟生の光明寺にて佛葬せしめ
らるる又祭祀禮法の主務なる式部頭藤島直大君ヲ其菩提所なる佐賀の高徳寺及び東京城市
の賢徳寺を佛廟の趣リ禮堂に供養傳説せらるる小松彰仁親王ハ何とて佛戒を授けられたる
へるや井上馨議は何とて本願寺の佛殿式を受たや佐々木孝謙島原中津軍醫監諸方益津
前軍醫監佐々木實洋の諸君ハ何とて信濃縣にありし山岡宮内少輔ハ何とて家財を領せ
て鉄舟寺ヲ新築せしむや然の如き事熱心御寺東山泉涌寺の御堂上を幸のじらるる
て頻りに禮讃を催せせられ宮内省に於て之を再建せらるる是は何故や是等の故事をては彼
等々妄説ハ推破し盡さるべし都下に住む人ハ此の如き妄説ヲ感ふ者もあらざれど遊蕩の人
の氣の毒なる此の如き事々々感ふ程なれば尊尚なる佛教の道理を正解し得ざるも當然
の事にて実テ氣の毒なる次第より去りをから佛教をてハ僧侶の身にて在家の葬式を行ふこ

とを律に禁制し置られたる程なきハ(加藤憲禮曰)此ノ俗人ノ葬式ヲ禁ズンレハ事及ビ禮
教ノ葬儀ヲ行フノ理由ヲ以テハ東武南無軒一丁目湯田社邊迄ノ大内居士編纂雜門事物記
原初篇ニ論定シテレハ其書ヲ閱スルニ(假令我國にて)葬式を行ふべき道理あるにせよ相
成るべくハ違ふことある事とあることあるハ有縁の人民が存命中に能く佛法の道理を教
へ確實に安んじ立命の處を得せしめて備て其人の死せし後ハ其死骸を萬里京の人と異へ彼
等ヲ糊口の助けとなしむる亦た甚だ可からむや釋迦如來五十年間の御說法中に佛涅槃
等の一二部を除く外ハ死入亡者の爲に説かせたこと一經ハあらはれど去れハ其教法を僧侶
とる佛子佛孫ハ必ら存命中も自らも利益ヲ他にも利益することヲ要する一見觀斷の後ハ
法を聞かむとも佛を禮する事も能はざる者あり彼等古人も大衆衆生也佛涅槃後佛國今世
聞此身不向今生應更向何生度此身と云ハリ釋迦諸子領會せられよりや否や
右大内居士肥前鹿島菩提寺に於て演説する所予を筆記して加藤師は扶闈を請ひ同志候
方にて活字ヲ附し善く贈進兩條の諸人ヲ印施しは王佛二法の利益を謀ることあり

明治甲申四月三十日

水野積助

今上天皇皇子明書様並彰仁親王等ノ御戒師ナル釋尊照教正ヨリ大内居士ヘノ手簡中ニ曰ノ
 神道ハ世教ニシテリウリキトテ神ノ天皇政事ヲ執ルニ天神先帝ニ告テ世務ヲ執ルニ第一
 世間人倫ノ常道ヲ報本友始ノ礼等凡ソ儒教ト相兄弟セシ者ト存テ儀容面ノ教ハ九十六種
 ノ中ノ梵天外道自在天毘紐天外道等ノ末類ト稱スベキ者ニ決シテ一種ノ大外道ト稱スベ
 キ禮ノ者ニ無之儀如何トナレバ彼ハ大外道ニハ戒定慧ノ三學アリ佛法僧ノ三寶アリ梵天
 ノ佛室トシ四ノ一ニテ等ヲ法室トシ出家行進樹下石上ニ在テ度生利人タル者ヲ僧室トナス
 定ハ色界定無色界定ヲ修得シ天眼等ノ五神通ヲ得テ有漏ハ五道者ナリ然ルニ泰西ノ教ハ
 此ノ如キ定門禪那ナレド聞カズ而シテ神道ノ如キハ儒ニ彷彿スル者ニテ決シテ外道ト申
 スマアノ者ニハ無之儀何トナレバ外道トハ十善ノ中ノ第十不邪見戒ノ式ニ依テ一切ノ外道
 ニ入ルモノニ候ヘバ宋儒理學ノ如キ僻見ハ如ク一種ノ外道ノ類ト申スヘク候ヘル也孔子
 ノ如キハ世教ト云ベキ者ニテ敢テ邪見ヲ主張セズ唯日用費倫ノ行ヲ意トセズト云テ委テハ禮
 和尙ノ十善法語第十卷以下東京鴻盟社ニテ發掘シ記號共七十二箇邪見ヲ明ス処ニ説ク如
 ノナレバ外道ト稱スベキ程ノ者ニ無之儀且ツ神道ハ我國ノ古礼ナレバ佛法者ヨリ成ルル也

助ケテ支那ノ祖師方ガ儒道ヲ取扱ハレタル如クニ致シ度事ニ御座候尤モ近來ノ僻神者流ハ
 確然一種ノ小外道ニシテ宋儒ノ更ニ一變シ尙リタル者ノ如ク又洋教ノ變化セシ者ノ如ク相
 見ヘ候是ハ國家ノ爲メ神道ノ爲メモ嘆ハシキトニ御座候返ヌクモ皇國古礼ノ神道ト述
 未流行ノ神道ト相混セザル様ニ致シ古礼ノ神道ヲハ正法域内第二ノ住心輪王域内ノ者トシ
 近來ノ僻神者流ヲハ第一ノ住心ナク邪見小外道ト致シ度ク候例セバ梵天帝釋ハ佛法外道ノ
 神ナレバ梵天外道ハ邪見ヲ主張シ因果ヲ撥無シ妄リニ梵天能ク此天地ヲ造リ能ク人ニ禍福
 ノ與フ等ト申候故之ヲ外道トナスガ如シ佛法ハ万物因縁ヨリ生シ禍福自ラ招クト申候云云
 ○加藤惠證曰ク往昔眞ノ神道者ハ能ク佛法ヲ信セリ吉田家ノ祖ト部兼延兼具等ノ佛教ヲ信
 セシトハ彼ノ著述名法要集ニ見エ又伊勢ノ神職ニテハ祭主永頼ハ道大寺ヲ建立シ祭主輔親
 ハ釋尊寺ヲ開基ス祭主親定ハ勝善寺ヲ開基シ大官司千枝ハ大覺寺ヲ建立セリ猶ホ佛寺ノ願
 主施主タルノミナラズ太神宮ノ神官ニシテ永頼能隆爲繼公房公衡國元等ハ皆ナ職ヲ辞シテ
 出家入道セラレシトハ神官ノ手ニ著述セシ神國決疑篇ニモ載セタリ日本古礼ノ神道ハ佛教
 ニ違背スル者ニ非ザルト等ハ北畠准后親房卿ノ神代卷纂疏一條最良公ノ尤々異等ヲ見

此冊子ハ第一回ヲ佐賀ニテ出版シ二千部支テ、日本全國ニ郵送シ、第二回ハ正親町氏
 カ廣嶋ニテ出版シ第三回ハ竹長氏カ高岡ニテ出版シ、コレニモ悉皆品切ニナリ、コレハ今般
 第四回目ノ出版ニ當リ、當支會ニテ銅版ニ附シ、コレハ猶ホ入用ノ諸君ハ郵便切手十圓以上、封
 入シ支會ノ庄ニテ、直ニ郵送ス、コレノ又是分ニ入用ノ諸君ハ左ノ印刷料ノ郵便費額。
 一冊 一圓四十支〇百五十冊 一圓九十支〇
 五支〇三百冊 三圓ノ割ニナリ上同之
 佛敎演說指南 卅支〇佛道諸名家演說集記
 小栗福香平氏ノ學敎史論 二圓〇天文權徑古
 八支〇坂門事物紀原二冊 五十支〇佛敎大
 圖書物誌原學者錦囊 四十支 右何レニ郵檢
 著者 大内 青樹
 熊本 野村 胡堂
 出版人 橋本 虎造
 熊本直經町拾番地

東京 演說 類 部

二百冊
 當和敬支
 二冊 卅
 ノ中道
 意 四十
 ハ支會ヨリ存備ス

明治十七年八月七日
 全 九月十五日